

登園許可届（医師記入用）を提出

病名	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後、3日経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が瘡蓋（かさぶた）になるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状が消えた後、2日経過するまで
結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消え、感染症の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで

登園許可届（保護者記入用）を提出

病名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症後、5日経過し、かつ解熱後、3日経過するまで
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱や重傷の口内炎がなく、普段の食事ができるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経て、解熱し全身状態が良好になるまで
ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化するまで
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好になるまで
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎ、症状が改善し全身状態が良好になるまで
流行性嘔吐下痢症	下痢、嘔吐から回復し全身状態が良好になった後、1日家庭保育で問題がなくなるまで
サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が治まり、全身状態が良好になるまで
急性細気管支炎（RSウイルス感染症）	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好になるまで
EBウイルス感染症、サイトメガロウイルス感染症	解熱し、全身状態が良好になるまで
単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、普段の食事が摂れるまで
帯状疱疹	全ての発疹が瘡蓋になるまで
突発性発疹	解熱して全身状態が良好になるまで
感染症胃腸炎（ノタ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れるまで
頭じらみ	駆除が完了するまで（成虫の駆除、卵をとる）
伝染性膿痂疹（とびひ）	感染伝播予防の為、病巣を有効な方法で被覆し、直接接触を避ける。適切な処置をして病巣が乾燥するまで
伝染性軟属腫（みずいぼ）	登園は可能である。原則としてプールの禁止はないが二次感染がある場合は禁止とする。掻き壊し傷から浸出液が出ている時は被覆すること